

隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル評価要領

1. 目的

隠岐の島町学校給食センター調理業務委託について、公募型プロポーザル方式による調理業務受託予定者を選定するための評価に関する必要事項を定める。

2. 評価方法

隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル実施要領に基づき、一次審査（資格審査及び書類審査）と二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の２段階で選考審査を行う。

選考審査は、隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル審査委員会での審議により行う。

（１）一次審査

参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査の一次審査を事務局が行う。

１）一次審査の評価基準は次のとおりとする。

ア 参加資格要件をすべて満たしているか。

イ 提出書類はすべてそろっているか。

ウ 提出書類の記載内容は適正であるか。

２）応募者が５者を超えた場合は、次により審査委員会が上位５者を選定する。

〔審査項目〕

審査項目	確認箇所
会社概要	様式第３号 様式第３号添付物
業務実績	様式第４号
業務実施体制	様式第５号

〔判断基準〕

審査項目	審査の視点
会社概要	会社規模、活動拠点に着目する。
業務実績	同種業務の実績は十分か。
業務実施体制	本業務遂行に十分な体制が整っており、柔軟な対応が可能か。 従事者の実績・能力等の状況を確認。

(2) 二次審査

事業者のプレゼンテーションに対して、審査委員会がヒアリングを行い、受託予定者を決定する。

1) 実施日時及び場所

別に決定し通知する。

2) 所要時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて原則 30 分以内とする。

(プレゼンテーション 20 分程度、ヒアリング 10 分程度)

3) 具体的な内容

ア 提案書の内容に関するプレゼンテーション及び提案内容の補足説明

イ 提案書、プレゼンテーション及び補足説明に対する審査委員会のヒアリング

4) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングの出席者（パソコン操作員を含む。）は、3 名以内とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングには、業務責任（予定）者は、必ず出席すること。

ウ 説明用 PC 等を使用する場合は、提案者が準備する。（プロジェクター及びスクリーンは用意する。）

5) 審査

次の審査項目及び判断基準により審査委員会で審査し、合計点が最も高い提案者を受託予定者に決定する。

最高点者が複数の場合は、提案見積金額が最も低い事業者を受託予定者とする。それによっても受託予定者が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

〔審査項目〕

	審査項目
1	学校給食に対する基本的な考え方
2	危機管理に関する考え方
3	安全衛生管理に関する考え方
4	アレルギー対応に関する考え方
5	調理業務実施体制に関する考え方
6	調理従事者の教育に関する考え方
7	見積提案書

〔判断基準〕

評価ランク	判断基準
A	理念・取組方針・実行性が非常に明確であり、熱意を感じる。 非常に信頼できる。
B	理念・取組方針・実行性が明確である。 信頼できる。
C	普通である。
D	提案の信憑性・実行性にやや不安を感じる。 信頼性にやや欠ける。
E	提案の信憑性・実行性に不安を感じる。 信頼性に乏しい。